1の4　福祉専門職員配置等加算
イ　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)　7単位
ロ　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)　4単位
注1　イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項若しくは第213条の4第1項の規定により置くべき世話人又は指定障害福祉サービス基準第208条第1項の規定により置くべき生活支援員（注2において「世話人等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
2　ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。
(1)　世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。
(2)　世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。
1の5　夜間支援等体制加算
イ　夜間支援等体制加算(Ⅰ)
(1)　夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が4人以下　336単位
(2)　夜間支援対象利用者が5人　269単位
(3)　夜間支援対象利用者が6人　224単位
(4)　夜間支援対象利用者が7人　192単位
(5)　夜間支援対象利用者が8人以上10人以下　149単位
(6)　夜間支援対象利用者が11人以上13人以下　112単位
(7)　夜間支援対象利用者が14人以上16人以下　90単位
(8)　夜間支援対象利用者が17人以上20人以下　75単位
(9)　夜間支援対象利用者が21人以上30人以下（夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）に入居している場合に限る。）　54単位
ロ　夜間支援等体制加算(Ⅱ)
(1)　夜間支援対象利用者が4人以下　112単位
(2)　夜間支援対象利用者が5人　90単位
(3)　夜間支援対象利用者が6人　75単位
(4)　夜間支援対象利用者が7人　64単位
(5)　夜間支援対象利用者が8人以上10人以下　50単位
(6)　夜間支援対象利用者が11人以上13人以下　37単位
(7)　夜間支援対象利用者が14人以上16人以下　30単位
(8)　夜間支援対象利用者が17人以上20人以下　25単位
(9)　夜間支援対象利用者が21人以上30人以下（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。）　18単位
ハ　夜間支援等体制加算(Ⅲ)　10単位
注1　イについては、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
2　ロについては、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定対象となる利用者については、算定しない。
3　ハについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)又はロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定対象となる利用者については、算定しない。
1の6　重度障害者支援加算　45単位
注　第8の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）の数が2以上である指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定障害福祉サービス基準第208条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
1の7　日中支援加算
イ　日中支援加算(Ⅰ)
(1)　昼間の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の7において「日中支援対象利用者」という。）が1人の場合　539単位
(2)　日中支援対象利用者が2人以上の場合　270単位
ロ　日中支援加算(Ⅱ)
(1)　日中支援対象利用者が1人の場合
①　区分4から区分6まで　539単位
②　区分3以下　270単位
(2)　日中支援対象利用者が2人以上の場合
①　区分4から区分6まで　270単位
②　区分3以下　135単位
注1　イについては、指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。注2において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定共同生活援助事業所にあっては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。